

5 その他添付書類等

- (1) 添付書類若しくは図面を他の申請（他の製造所等の設置許可申請又は変更許可申請、建築確認申請等）と兼用する場合又は当該書類若しくは図面の一部が、申請に該当する場合は、当該申請に該当する部分を色鉛筆等により色別し、申請の部分を明確にすること。
- (2) 変更許可申請の添付書類等で、変更前と変更後がふくそうする場合は、変更前と変更後を別の図面を添付するとともに、変更前と変更後を色鉛筆等で色分けすること。
 - ア 20号タンク（屋外、屋内及び地下タンク貯蔵所構造設備明細書）

製造所又は一般取扱所において、20号タンクを設置又は変更（構造設備明細書中の内容を変更するものに限る。）する場合は、危省令に定める屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のハ）、屋内タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のニ）、又は地下タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のホ）のいずれかを添付すること。
 - イ 建築物の屋上又は架構に設置する20号タンクは、屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のハ）を用いること。
 - ウ 給油取扱所等の専用タンクの構造設備明細書（★）

給油取扱所又は一般取扱所に地下専用タンクを設置又は変更する場合は、危省令に定める地下タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のホ）を添付すること。
 - エ 構造設備明細書は、タンク1基につき1葉を用いるものとする。

ただし、設計条件が同一（同形状、同容量等）のタンクについては、構造設備明細書の右肩に機器番号又は〇〇基共通と記入し、共用できるものとする。（★）
 - オ 変更許可申請に係る構造設備明細書は、当該変更許可申請にて変更する部分のみを記入すること。

従来と同様のものには「元許可どおり」と、従来から該当しないものは「———」と記入する。（★）
- (3) 工事の計画書及び工程表

屋外タンク貯蔵所の許可申請又は大規模な工事以外は、添付を要しないものとする。
- (4) 委任状
- (5) 承諾書等の写し（★）

土地、建物、工作物等の貸借書等で必要なものを添付する。
- (6) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し（特異な危険物に限る。）

特異な危険物でその代表的なものについては、データベース登録済の確認書の写し又は、安全データシートを添付すること。

データベースに登録していない危険物については、危政令に定める確認試験結果報告書等の写し又は、安全データシートを添付すること。
- (7) 計算書

計算書は、原則として計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとし、次のうち必要なものを添付すること。

 - ア 製造所等の貯蔵又は取扱量の算定書
 - イ タンク容量計算書

屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク、移動貯蔵タンク、簡易タンク、20号タンク及び給油取扱所等に係る専用タンク又は廃油タンク等については、タンクの容量計算書を添付すること。
 - ウ タンク板材料の強度検討計算書
 - (ア) タンクの使用条件が負圧であるタンク（★）
 - (イ) アルミニウム及びステンレス等、鋼板以外の材料を用いた場合（★）
 - (ウ) その他必要なもの（★）
 - エ 屋外貯蔵タンク、屋外20号タンク
 - (ア) 容量500kl未満のタンク

- a 耐震、耐風圧（支柱又は架台型式にあってはその強度等を含む。）計算書（危省令第 21 条）
 - b JIS B 8265（圧力容器の構造—一般事項）、JIS B 8266（圧力容器の構造—特定規格）、JIS B 8501（鋼製石油貯槽の構造）、JIS B 8502（アルミニウム製貯槽の構造）による構造計算書。（★）
 - c 基礎地盤にあっては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書又はタンク荷重により生ずる応力に対して安全であるための計算書（危省令第 20 条の 2）（★）
 - d 容量 100kl 未満のタンクについては、b 及び c の計算書を省略することができる。
- (イ) 容量 500kl 以上のタンク
基礎、地盤、タンク構造（支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。）計算書（危省令第 20 条の 3 の 2 及び第 20 条の 4 の 2）
- オ 防油堤
(ア) 防油堤容量計算書（告示第 4 条の 2）
(イ) 防油堤の構造（危省令第 22 条第 2 項第 9 号）に関する照査荷重その他荷重によって生ずる応力に係る計算書、許容応力度計算書、地盤支持力計算書、安定に関する計算書（S52.11.14 消防危第 162 号通知）
- カ 架構等の工作物及び危険物配管ラック
静的震度法又は修正震度法による計算書（H8.10.15 消防危第 125 号通知）又は建基法に準拠する構造計算書（地盤、基礎ぐい計算を含む。）
ただし、危険物配管ラックについては、耐火の要否を問わず、支柱の高さが 1.5m を超えるものに限る（パイプスタンション等小規模なものを除く）。（★）
- キ 塔槽類（高さ 6m 以上の危険物を取り扱うもので、屋外の地盤面に独立して設置する（自立型式）ものに限る。）
耐震、耐風圧計算書（危省令第 21 条準用）（★）
- ク 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台
静的震度法又は修正震度法による計算書（H8.10.15 消防危第 125 号通知）及び耐風圧計算書（屋外に存するものに限る。）
- ケ 可燃性蒸気排出設備
排出設備の換気能力に係る排出量の計算書（★）
- コ その他必要な計算書（★）
- (8) 機器リスト（★）
ア 製造所、一般取扱所については、当該製造所又は一般取扱所を構成する設備、機器等の一覧を示した機器リストを添付すること。なお、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所のポンプ設備等の概要についても、機器リストを活用すること。
- (9) 工程説明書（製造（取扱）設備の概要）（★）
製造所、一般取扱所のみとする。ただし、簡易な工程を除く。
- (10) フロー図（★）
ア 製造所及び一般取扱所においては、原則として、設備又は機器等の名称、工程中の流体名及び温度、圧力等を調整する制御機構等を記載したエンジニアリングフローシート又は P&I とすること。なお、危険物の貯蔵又は取扱いが複雑な場合は、ブロックフロー図又は概略フロー図をエンジニアリングフローシート又は P&I の前に添付すること。
イ 製造所及び一般取扱所以外の製造所等において、複雑な危険物の取扱いがある場合は、アのフロー図を添付すること。
- (11) 付近見取図
ア 製造所等と周囲の保安対象物件の状況を示すこと。（★）
イ 保安対象物件までの距離が記載されていること。ただし、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離

が規定値以上であることが明確な場合は「保安対象物件なし」と記載することで足りる。

(12) 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図（★）

ア 製造所等の位置、建築物その他の工作物の位置、敷地内の高圧ガス施設等の保安対象物件までの距離及び保有空地等審査に必要な数値を記載した周囲の状況図とすること。

イ 建築物又は架構を設置、変更するときは、延焼のおそれのある範囲を図示すること。

ウ 危政令第9条第1項第2号ただし書き、危政令第10条第3項、危政令第12条第2項、危政令第17条第2項、危政令第18条及び危政令第19条第2項の適用を受ける製造所等で製造所等の用に供する部分以外の建築物がある場合にあっては、製造所等の用に供する部分以外の部分の構造及び用途を明示すること。

エ 屋外タンク貯蔵所については、アの他、敷地内距離、タンクと防油堤間の距離、タンク間距離、ポンプ間距離及び周囲の道路（タンクに面する空地）を明示すること。

屋外20号タンクにあっては、タンクと防油堤間の距離を明示すること。

オ 屋内タンク貯蔵所については、タンク専用室の壁とタンク間の距離（二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を含む。）を、専用棟以外に設置する場合にあっては、建築物内におけるタンク専用室の位置を明示すること。屋内にある20号タンクにあっては、壁体までの距離を明示すること。

カ 地下タンク貯蔵所については、隣接建築物又は工作物等の基礎からの距離及び二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を明示すること。

キ 給油取扱所については、次のことを明示すること。

（ア）隣接する道路の幅員及び周辺の状況

（イ）事務所その他取扱所の業務を行うために必要な建築物及びキャノピーの概要図、固定給油・注油設備からの延焼のおそれのある建築物等の状況

（ウ）給油空地、注油空地、固定給油・注油設備及び附随設備の位置の状況

ク 標識、掲示板の設置位置を記載すること。

(13) 機器等の配置図

製造所等の機器等の配置が記載された配置図とすること。

なお、製造所等に階層がある場合は、階層ごとの平面図とすること。

(14) 構造図

ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等

（ア）平面図、立面図及び断面図、建築物（架構含む。）にあっては面積表を添付し、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の材質等を明示すること。

なお、主要構造部を耐火構造とし又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定を受けたものを使用するときは、現場施工によるものを除き、平面図、立面図等に認定番号を記載すれば別途構造図の添付を要さない。

（イ）矩計図、仕上表、建具伏及び建具表を添付し、窓及び出入口については、位置、寸法、構造等を記載すること。

なお、窓又は出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定を受けたものを使用する場合は、平面図、立面図等に認定番号を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

（ウ）防火塀、隔壁等にあっては構造図を添付すること。

イ タンク類（★）

（ア）タンク共通

a 平面図、立面図及び詳細図に、タンクの本体にあっては、寸法、板厚、材質、板取、溶接方法、ノズル名称及び口径等を、附属品にあっては、材質、寸法及び取付方法を明示すること。

なお、容量が100kl未満のタンクは、板取図を省略することができる。

b 常圧タンクの通気管は、引火防止措置を明示すること。

c 標準的な構造を有する液面計は、フロー図又はタンク構造図に取付位置、型式及び材質等を記載す

ることにより別途構造図を省略することができる。

(イ) 屋外貯蔵タンク（屋外 20 号タンク含む。）

a 放爆構造を明記すること。

b 支柱の構造（耐火性能等）を記載すること。

(ウ) 地下貯蔵タンク（給油取扱所及び一般取扱所の専用タンク等を含む。）（★）

a 基礎及びタンク室の構造を明示すること。

b タンク室を設けない地下タンクにあっては、タンク埋設図にタンク基礎、支柱及び上蓋の配筋状況並びにタンクバンド、アンカーボルト及び防食施工方法等を明示すること。

また、支柱にあっては、その太さ及び使用する主筋の断面積計算を付記すること。

ウ 塔槽類（★）

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法等を明示すること。

エ 熱交換器類（★）

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法等を明示すること。

オ ポンプ類

能力（揚程、仕事量）、寸法、型式及び取付方法等を明示すること。

カ その他設備（機械類、安全装置及び計装機器等）（★）

(ア) 標準的な型式の安全装置、圧力計、温度計等を使用する場合は、フロー図等に仕様、機能等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

(イ) Y型ストレーナー、流量計、バルブ類その他これらに類する小規模な機器で、標準的な構造のものをを使用する場合は、フロー図等に仕様等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

キ 基礎、架台及び配管支持物（★）

(ア) タンク類の基礎は、寸法及び配筋状況を明示すること。

(イ) 架構、大規模な工作物のポンプ基礎は、その構造図を添付すること。

(ウ) 大規模な機器類（高さ 6m以上の危険物を取り扱う機器で、屋外の地盤面に独立して設置する自立型式の機器等）以外の小規模な機器等の基礎は、機器リストに機器固定方法を明記した場合は基礎構造図を省略することができる。

(エ) 製造所等に存する架台は、構造図を添付すること。

(オ) 地上に設置する配管支持物及び配管サポート等は、原則として高さ 1.5mを超えるものについてその構造図を添付すること。

(カ) 硫黄を貯蔵する場合は、囲い及び固着装置の構造図を添付すること。

ク 防油堤（★）

(ア) 容量計算を前提とした寸法を明示した平面図、断面図を添付すること。

(イ) RC造の防油堤は、配筋状況を明示すること。

(ウ) RC造防油堤の増設等にあっては、既設防油堤の鉄筋等との接合方法について明示すること。

(エ) 防油堤において目地、階段等を有する場合は、その構造を明示すること。また、防油堤に配管を貫通させる場合には、その保護措置を明示すること。

ケ その他（★）

(ア) 危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱うタンク・機器類等は、機器リスト及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(イ) 機器等を撤去する場合は、機器リスト及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(15) 設備図

ア 排水設備図

(ア) 危険物設備に係る地盤面、流れ止め、ためます、水抜きバルブ、油水分離槽等の構造及び排水経路を

明示すること。

(イ) 架構内等の排水設備は、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を平面図等に記載することにより、個々の設備図の添付を省略することができる。

(ウ) (ア) について、平面図等に位置、機能及び寸法等を記載することにより、当該設備図を省略することができる。

イ 換気、排出設備図

建築物に係る換気設備、強制排出設備等の位置及び構造を明示すること。

ウ 電気設備図（計装設備を除く。）

(ア) 機器リスト及び電気設備図に位置、型式及び防爆構造の種類等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を電気設備図に記載すること。

(イ) 非防爆電気機器等を設置する場合においては、危険場所（0～2種場所）以外であることを明示すること。この場合において、電気設備図への位置の記載のみで、別途構造図の添付は要さない。

電気配線については、主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線は記載を要さない。

(ウ) 給油取扱所の電気設備では、スイッチ、コンセント、モーター等の電気設備の床面からの高さを明示すること。（★）

エ 接地設備図

接地導線の敷設状況、接地極の概要（埋設場所を含む。）、接地工事種別（抵抗値）を記載したものとすること。（★）

オ 避雷設備図

避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況図（平面図及び立面図）並びに引き下げ導線システムの敷設状況、接地システム等の状況等を記載したものとすること。

ただし、屋外や屋上等に機器等を設置、移設若しくは変更する場合又は建築物等を設置若しくは変更する場合等で保護範囲に包含されているか審査上必要な場合のみとする。（★）

カ 消火設備図（★）

(ア) 消火設備の設計書

水槽及び消火薬剤の貯槽等の耐震設計、水源の必要量及びポンプ能力、必要薬剤量及び予備電源能力等を検討したものとすること。設計書の計算については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすること。

(イ) 消火系統図

他の製造所等と共用する場合は、その範囲を明示すること。

(ウ) 配置図

有効包含範囲を明示すること。ただし、第1種及び第3種の移動式消火設備にあつては、有効包含範囲のほか防護対象物までの水平距離、加圧送水装置及び原液タンクにあつては、防護対象物までの水平距離をそれぞれ明示すること。

(エ) 断面図

第2種消火設備及び第3種消火設備（移動式を除く。）にあつては、取り付け位置を明示すること。

(オ) 構造図

原液タンク、泡混合器、加圧送水装置、消火栓及び非常電源等の構造を明示すること。

(カ) 配管図

材質、口径、敷設状況（レベル、配管支持物等）を明示すること。

(キ) 設備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

キ 警報設備図 (★)

(ア) 自動火災報知設備は、平面図、配線系統図及び機器構造図等（発信機、ベル等の包含範囲の明示を含む。）の設計書を添付すること。

(イ) (ア) 以外の警報設備は、配置図又は設備図に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

ク 避難設備図 (★)

誘導灯の設備構造図、配線系統及び配置状況を明示すること。

ケ 計装設備図 (★)

フロー図（エンジニアリングフローシート又はP&I）又は計装系統図等に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより不要とすることができる。

コ その他 (★)

給油取扱所の申請書には、点検、整備を行う設備の位置を平面図等に明示すること。

(16) 配管図（第41(3)に規定する「対象設備」に限る。）

ア 配管図には、製造所等の配管の範囲、材質、口径及び敷設状況（レベル等）を明示すること。(★)

イ 地上配管

(ア) 地上配管は、フロー図をエンジニアリングフローシート又はP&Iとした場合にのみ配管図を省略することができる。

(イ) 配管ルートを配管図等に記載すること。なお、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

ウ 地下配管

配管ルートを配管図等に記載すること。なお、埋設断面、防護構造、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）は、一定箇所ごとの断面、敷地状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

エ 電気防食を行う配管は、電気防食に関する施工方法及び計算書を添付すること。(★)

オ 配管に、昭和56年消防法第20号通知に規定する評定品以外の可とう管継手を設ける場合は、構造図、強度計算書及び試験成績証明書等の写しを添付すること。ただし、呼径が40A未満の可とう管継手は、圧力試験成績証明書のみで足りるものとする。なお、評定品の場合は、構造図等を不要とし、完成検査時に評定証プレートの確認をもって足りるものとする。(★)

(17) 緊急時対策に係る機械器具その他設備

温度若しくは圧力の過上昇、流量の急激な変化、停電等による動力源の遮断又は冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置されている設備、装置等に係る系統又は構造を記載したものとする。なお、緊急時対策に係る機械器具その他設備は、フロー図で明示した場合は省略できるものとする。

(18) 危険要因対応設備等に関する書類(ろ)

危険要因の検討及び把握は、おおむね次の事項について、検討するものとする。

ア 新規物質の取扱による危険要因の検討

- ・反応危険 ・爆発危険 ・引火危険 ・腐食危険 ・不純物の影響 ・人体への有害性
- ・熱、物質収支の変更 ・その他

イ 設備の新設、増設、改造等による危険要因の検討

- ・プロセスフローの変更 ・架構の耐震性 ・温度の変更 ・圧力の変更 ・流量の変更 ・濃度の変更
- ・異常反応の変更 ・機器等の振動 ・その他

ウ 配管に関する危険要因の検討

- ・200℃以上の温度となる箇所の有無 ・その他

エ 電気設備

・危険場所での電気設備 ・静電気の発生 ・その他

オ その他

・類似施設での事故例 ・火災又は爆発の危険性 ・漏えいの危険性 ・破損の危険性 ・その他

この書類は、事前に把握された危険要因に基づき決定された安全対策のうち、危険要因に対応して設置する設備等について整理されたものであり、ここでいう設備等には法第 10 条第 4 項の規定に基づき設置される設備等が当然含まれる。(H17.1.14 消防危第 14 号)

6 移動タンク貯蔵所の設置許可申請の添付書類及び編纂順序については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」(H9.3.26 消防危第 33 号通知)によるほか、次によること。

(1) 移動タンク貯蔵所の手続に関する事項

ア 設置又は変更の許可申請

(ア) 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両毎に行うものであること。

この場合において被けん引車のけん引車は、一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであり、また、けん引車の新設及び廃止(増設又は減少)については、資料の提出を要さない軽微な変更工事として取り扱う。

(イ) 移動タンク貯蔵所の本組合管内における常置場所の変更に係る変更許可申請は、申請書、構造設備明細書、許可書の写し、完成検査済証の写し、タンク検査済証(正)の写し、付近見取図、配置図及び外観三面図のみで足りるものとする。(★)

イ 完成検査前検査

完成検査前検査は、移動タンク貯蔵所の常置場所を管轄する市町村長等又は移動貯蔵タンクを製造する場所を管轄する市町村長等に対し申請すること。

(ア) 水圧検査の方法

タンクの水圧検査は、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、所定の圧力を加えて行うこと。この場合において、間仕切を有する移動貯蔵タンクの水圧検査は、タンク室のすべてに水圧をかけた状態で実施することができる。

(イ) 水圧検査中の変形

タンクの水圧試験において生じてはならない変形とは、永久変形をいい、加圧中に変形を生じても圧力を除いた時に加圧前の状態に復するものはここでいう変形に該当しない。

ウ 完成検査

(ア) 完成検査実施場所

完成検査は、原則として常置場所において位置の状況を含み実施するものとする。ただし、常置場所が他の移動タンク貯蔵所の常置場所とされている等によりすでに把握されている場合はこの限りでない。

(イ) 完成検査申請書

完成検査申請書にタンク検査済証の写しを添付すること。

エ 譲渡(又は引渡)を伴う行政庁の異なる常置場所の変更

行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により行うものとし、変更許可申請にあたっては、変更前の最新の許可書、これに添付されて返戻された申請図書(常置場所に係る図書を除く。)、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。

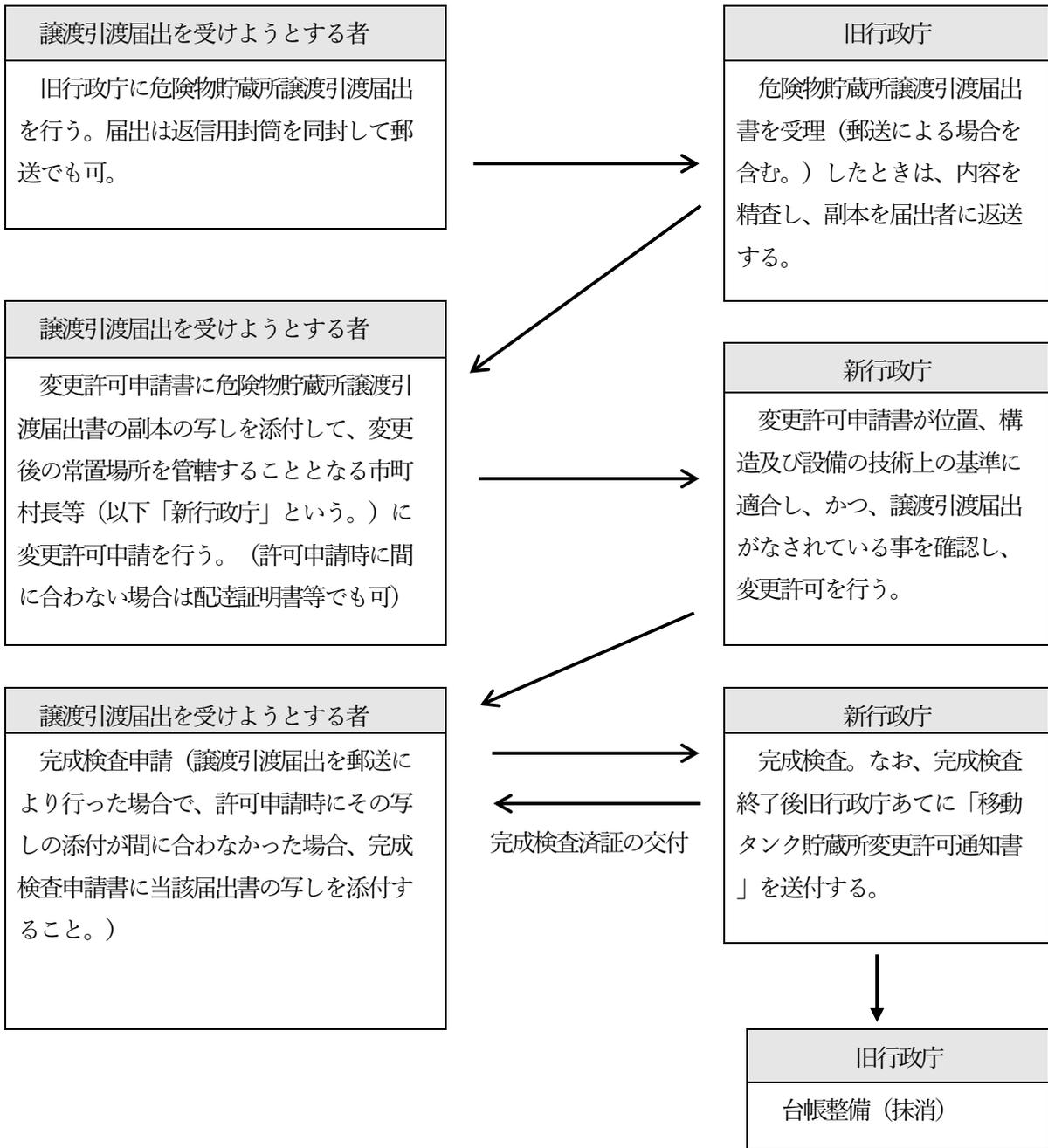
また、変更前の常置場所を管轄する市町村長等(以下「旧行政庁」という。)に対して廃止の届出は要しない。

(ア) 旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合

a 行政庁の異なる常置場所の変更と、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を旧行政庁に対し先行して行うものであること。この場合において、譲渡引渡届出

は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができる。

- b 移動タンク貯蔵所の譲受人(又は引渡を受けた者)が常置場所の変更に係る許可申請を行う場合は、前記aの譲渡引渡届出書の写しを変更許可申請書に添付すること。ただし、前記aの譲渡又は引渡届出を郵送で行った場合で、変更許可申請時に間に合わない場合は配達証明等で確認することができるものとし、完成検査申請書に同届出書の写しを添付すること。



(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請書を同時に行う場合

変更許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対して変更許可手続に係る委任状を添付した場合に限り、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。

